

# 工 事 成 績 評 価 基 準 採 点 方 法

1. 当該基準は岸和田市が発注する建設工事を対象とする。
2. 指示・注意・警告などの行為については、書面で行い、その（写し）を保管するものとする。
3. 評価欄は、「○」か「×」を選択して下さい。対象でない項目は空白にして下さい。
  - 「○」：確認項目（評価する）
  - 「×」：非確認項目（評価しない）
  - 「空白」：対象外項目
4. 評価対象項目に追加があれば、「その他」に記入し評価を行う。
5. 各成績評価基準において各評価欄入力完了または対象でないことを確認後、各成績評価基準最後部の確認欄ではいを選択して下さい。
6. 評価値（確認比率）による判定については、次による。（自動計算されます。）
  - ・当該確認項目（評価対象数）のうち対象外の項目は除外する。
  - ・判定の比率は対象外の項目の削除後の数を母数として比率計算する。
  - ・評価値（％）＝確認対象項目数／該当評価対象項目数
7. **太線**で囲んだ評価欄の評価対象項目は該当評価対象項目数（該当項目合計）に含める項目ではありません。
8. 1件の契約で評価対象工事が2工種以上にわたる場合は、当該する工事すべてにチェックを入れることにより総確認項目数で評価値が出ます。
9. 該当評価対象項目数が2項目以下の場合はC評価となります。
10. 事務手続きについては評価対象項目（1～5）から一つ選択して下さい。
11. 高度技術、創意工夫については、キーワード評価を一つでも○印が選択されれば詳細記述欄に記入して下さい。
12. 法令遵守等において該当項目の評価欄の一つに○印を付すこと。
13. 高度技術、創意工夫及び社会性等以外で評価項目における評価対象項目がない場合はその他に○印を付し「評価対象該当項目なし」と記入して下さい。
14. すべての評価項目が評価入力完了すれば、自動的に工事成績評定書に評価点が表示されます。
15. 評価区分の加減点が担当員は＋5点以上、－6点以下、担当長は＋4点以上、－3点以下及び検査員は＋8点以上、－6点以下の時にはそれぞれ**所見を記載**すること。